平成 25 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名：ウインテスト株式会社
（コード：6721 東証マザーズ）
代表者名：代表取締役社長　奈良 彰治
問合せ先：常務取締役　　岡本　隆
（ＴＥＬ：045－317－7888）

第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
及び第５回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第５回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．募集の概要

＜転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要＞

（1）	払込期日	平成 25 年 12 月 24 日
（2）	新株予約権の総数	10 個
（3）	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
（4）	当該発行による潜在株式数	2,881 株
（5）	資金調達の額	100,000,000 円（差引手取概算額　98,025,000 円）
（6）	転換価額	１株当たり 34,700 円
（7）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（8）	その他	①金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 140%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。 ②本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

＜新株予約権に係る募集の概要＞

（1）	割当日	平成25年12月24日
（2）	新株予約権の総数	607個
（3）	発行価額	3,379,169円（本新株予約権１個当たり5,567円）
（4）	当該発行による潜在株式数	12,140株（本新株予約権１個につき20株）
（5）	資金調達の額	403,999,169円（差引手取概算額　400,974,169円） （内訳）　新株予約権発行分　3,379,169円 新株予約権行使分　400,620,000円
（6）	行使価額	１株当たり33,000円
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（8）	その他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の２週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権１個につき金5,567円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

２．募集の目的及び理由

（1）当該資金調達の目的及び理由

当社は1993年に創業し、CCD及びCMOSの撮像素子、LCDや有機EL等を用いたフラットパネル・ディスプレイ、そしてアナログ・ミックスドシグナルIC用の検査装置（※１）の開発・販売に注力してまいりました。

当社の主力製品である撮像素子の検査装置（※２）分野 においては、昨今、ソーシャルネットワークサービスの利用者の急増とともに、スマートフォンでの撮影と画像の投稿が一般化したこと、及びそのカメラ性能がアップしたことから、コンパクトカメラの需要が減少し、趣味性の高い一眼レフカメラなどの高級カメラ向け撮像素子以外の検査装置需要は縮小傾向にあります。また、フラットパネル・ディスプレイの検査装置（※３）分野におきましても、パネル価格の低価格化に伴い検査工程を簡略化した上で海外工場へ移設し、検査コストを低減させる傾向が強まってきております。

当社はこのような市場変化に対応すべく、新たにLCDドライバーIC検査装置（※４）分野の事業を強化し、半導体の製造コストが低く装置需要が集中するアジア圏での営業活動を展開しております。この結果、当該エリアでまとまった受注を獲得するなど、一定の成果を上げております。なお、当該分野では検査コストの低減要求は強く、検査の効率化と検査時間短縮など、検査装置の機能性向上に必要な技術的要求が高まってきております。

このような状況の中、当社は顧客の技術的要求に対応すべく、当社検査装置の検査機能の高速化及び機能性向上を図るとともに、営業力の強化、顧客サポートの充実を強力に推進する必要があると考えております。また、当社が営業活動を展開しているアジア圏の商習慣上、受注から資金回収までに長期を要する傾向が強く、装置部材等の仕入並びに在庫を長期保有するための運転資金が増嵩する要因となっております。

さらに、当社は新たな収益の柱を構築するための成長戦略として、当社の高度な検査技術や画像処理技術を応用し、今後の市場拡大が見込める新規分野である医療関連分野及びエコロジー関連分野等での事業展

開に着手いたします。具体的には医療関連分野においては、生体情報の測定、収集をセンサーで行う生体センシング機器や画像処理技術を生かした医療関連機器の開発、並びにエコロジー関連分野では電力マネジメント向け環境センシング機器の開発に注力してまいります。

上記の営業活動及び新規事業展開を推進することにより、経営の安定と将来の成長を実現するためには、機動的な資金調達の道筋が必要であると判断し、この度、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

（※１）エアコンのインバータ及び自動車部品で多用されているパワー半導体を検査する装置

（※２）デジタルカメラを主とした映像を取り込む半導体を検査する装置

（※３）携帯電話、パソコン等の液晶パネルを構成している半導体を検査する装置

（※４）液晶テレビ又はパソコンモニター等に絵を描画するための機能を持つ半導体を検査する装置

（２）本新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達コストの優位性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、第三者割当による本新株予約権付社債の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株予約権付社債の発行により、事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに銀行等からの借り入れ又は売掛債権のファクタリング等、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

（３）本新株予約権付社債の主な特徴

本新株予約権付社債の主な特徴は、次のとおりとなります。

① 本新株予約権付社債は、発行当初から転換価額は 34,700 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって転換価額が変動することはありません。また、本転換社債型新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 2,881 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、転換価額及び割当株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。

② 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。

③ 利息を付さない本新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能になります。

④ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、140％コールオプション条項による繰上償還が定められております。

⑤ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、割当先が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権付社債のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであり

ます。
＜メリットとなる要素＞
①　社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化するとともに業績向上の足がかりとなること
②　割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社は、日本の上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、実在性があると共に、いずれも投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高いと考えることができること
③　割当予定先はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
④　本新株予約権付社債が転換された場合、交付される株式数のうち１株未満は切捨てられるとともに、社債の発行価額については全て、当社の資本金及び資本準備金となるため、１株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと
⑤　本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求期間は平成 25 年 12 月 25 日から平成 28 年 12 月 22 日までとなっており、長期に渡って本新株予約権付社債の転換が可能なため、短期間に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないことが期待されること
⑥　本新株予約権付社債には、上記表中「その他」欄に記載のとおり、140％コールオプション条項により、残存する本社債の全部をその額面金額の 100％で償還することができます。取得条項を設けることにより、本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり、自己資本の増強を図ることが可能となります。

＜デメリットとなる要素＞
本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が進んだ場合、15,021 株（本新株予約権付社債の全てが転換価額 34,700 円で転換された場合に 2,881 株、かつ本新株予約権のすべてが行使価額 33,000 円で行使された場合に 12,140 株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。
既存の株主には本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

（４）本新株予約権の主な特徴
本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。
①　本新株予約権は、発行当初から行使価額は 33,000 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 12,140 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
②　本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、140％コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
③　本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。
＜メリットとなる要素＞
①　本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び割当

株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は 33,000 円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 12,140 株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 割当先であるＯａｋキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから払込みの確実性が極めて高いと考えることができること

③ 割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

④ 割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っており、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること

⑤ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

⑥ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、140%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。かかる取得条項により、当社は、成長戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

＜デメリットとなる要素＞

① 本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が進んだ場合、15,021 株（本新株予約権付社債の全てが転換価額 34,700 円で転換された場合に 2,881 株、かつ本新株予約権の全てが行使価額 33,000 円で行使された場合に 12,140 株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

② 本新株予約権の行使請求期間は平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 12 月 24 日までの２年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること

既存の株主には本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

① 払込金額の総額	503,999,169 円 （内訳）本社債の発行による調達額 100,000,000 円 本新株予約権の発行による調達額 3,379,169 円 本新株予約権の行使による調達額 400,620,000 円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000 円 （内訳）本新株予約権付社債及び本新株予約権公正価値算定費用 1,500,000 円 弁護士報酬 1,000,000 円 登録免許税 1,750,000 円

	その他諸費用	750,000 円
③　差引手取概算額	498,999,169 円	

※1．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

※2．調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額 400 百万円につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに経費の削減や銀行等からの借り入れ、売掛債権のファクタリング、保険積立金の取り崩し等、別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。なお、これらの見直しを行った場合は速やかに、東京証券取引所へ適時開示を行います。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
①　検査装置事業に関わる研究開発及び運転資金		
ⅰ　研究開発資金	95百万円	平成25年12月～平成26年７月
ⅱ　製品仕入資金の一部	210百万円	平成25年12月～平成26年７月
ⅲ　マーケティング費用	50百万円	平成25年12月～平成26年７月
②　新規事業に係る展開資金		
ⅰ　医療関連分野、エコロジー関連分野等に係わる調査及び研究開発費	100百万円	平成25年12月～平成27年12月
ⅱ　マーケティング費用	43百万円	平成25年12月～平成27年12月

※1．調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。

※2．現時点において想定している資金使途の優先順位は、上記、①、②の順であります。

（3）資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の基幹業務の強化と成長戦略に基づく新事業分野での事業展開を通じた、収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

4．発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を第三者算定機関である従来からコンタクトのあった株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（東京都港区東麻布 1-7-7）に依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得いたしました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 25 年 12 月 5 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00%）、割引率（リスクフリーレート 0.1%）、割引率（信用リスク）、ボラティリティ（83.9%）、本新株予約権付社債に付された 140%コールオプション条項等の諸条件（当該条項の詳細は、前記「1．募集の概要 ＜転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要＞ （8） その他 ①」に記載のとおり）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（20.0%））等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成 25 年 12 月

25 日から平成 28 年 12 月 22 日まで）、利率その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 99.81 円と算定いたしました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権付社債１個の払込金額を金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）といたしました。また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの１か月間、３か月間及び６か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権付社債を転換するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 25 年 12 月５日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 34,700 円に相当する金額といたしました。

本転換社債型新株予約権の転換価額を取締役会決議日の直前取引日における終値とした理由は、「平成 26 年７月期第１四半期決算短信〔非連結〕」を平成 25 年 11 月 29 日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの１か月間の終値平均 32,732 円に対する乖離率は 6.01％、当該直前営業日までの３か月間の終値平均 33,267 円に対する乖離率は 4.31％、当該直前営業日までの６か月間の終値平均 26,133 円に対する乖離率は 32.78％となっております。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円当たり 100 円）と株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役３名全員（全員社外監査役）が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、割引率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、株式オプションの評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。また、転換価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に転換価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 25 年 12 月５日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00％）、割引率（リスクフリーレート 0.1％）、ボラティリティ（84.8％）、本新株予約権に付された 140％コールオプション条項（当該条項の詳細は、前記「１．募集の概要 ＜新株予約権に係る募集の概要＞ （８） その他 ①」に記載のとおり）及び１日当たりの売却可能株式数（直近２年間にわたる発行会社普通株式の１日当たり平均売買出来高（20.0％））等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 12 月 24 日まで）その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権１個の公正価値を 5,567 円（１株当たり 278.35 円）と算定いたしました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権１個の払込金額を金 5,567 円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日まで

の１か月間、３か月間及び６か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 34,700 円を参考に、行使価額を 33,000 円（ディスカウント率 4.90%）といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、「平成 26 年７月期第１四半期決算短信（非連結）」を平成 25 年 11 月 29 日に公表し、その後形成された株価が直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの１か月間の終値平均 32,732 円に対する乖離率は 0.82%、当該直前営業日までの３か月間の終値平均 33,267 円に対する乖離率は△0.80%、当該直前営業日までの６か月間の終値平均 26,133 円に対する乖離率は 26.28%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役３名全員（全員社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 2,881 株（議決権の数は 2,881 個）であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 12,140 株（議決権の数は 12,140 個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は 15,021 株（議決権の数は 15,021 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 49,274 株（議決権の数は 49,274 個）に対して 30.48%（議決権の総数に対する割合は 30.48%）となることから相応の希薄化につながることになります。

しかしながら、 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達につきましては、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものであることから、発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債には、上記１.「募集の概要」 「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる旨の繰上償還条項が付されております。また、本新株予約権には、上記１.「募集の概要」 「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる繰上償還又は取得条項により、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使の促進を促すとともに、成長戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合など、状況に応じて、本新株予約権付社債の繰上償還又は本新株予約権の買入消却も可能であり、一定程度の事業展開の状況に応じた必要資金の調達ができるようになっております。

５．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（1）	名　　称	Ｏａｋキャピタル株式会社
（2）	所　在　地	東京都港区赤坂８丁目 10 番 24 号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼ＣＥＯ 竹井 博康
（4）	事　業　内　容	投資事業
（5）	資　本　金	3,401 百万円（平成 25 年９月 30 日現在）
（6）	設　立　年　月　日	大正７年２月 22 日
（7）	発 行 済 株 式 数	46,398,620 株（平成 25 年９月 30 日現在）
（8）	決　算　期	３月
（9）	従　業　員　数	（連結）38 名（平成 25 年３月 31 日現在）
(10)	主　要　取　引　先	一般法人
(11)	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社 16.38%、山崎光博 4.71%、日本証券金融株式会社 3.73%（平成 25 年９月 30 日現在）
(13)	当事会社間の関係	
	資　本　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人　的　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取　引　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
連　結　純　資　産	2,637	1,891	1,269
連　結　総　資　産	3,179	2,439	1,785
１株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52,20
連　結　売　上　高	4,351	926	1,538
連　結　営　業　利　益	39	△645	△329
連　結　経　常　利　益	8	△656	△342
連　結　当　期　純　利　益	115	△659	△485
１株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13
１株当たり配当金(円)	―	―	―

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認するとともに、過去の新聞記事、ＷＥＢ等のメディア掲載情報の検索によっても、割当予定先及びその役員と暴力団等との関係があることを認めることはできませんでした。また、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千

代田区神田駿河台 3-2-1）による調査結果も参考にし、同社、同社の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

割当予定先のＯａｋキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いているとともに、同社は、平成24年４月より新興市場のＩＴ企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。また、同社は、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことなどから、平成25年５月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社が同社と接触をもったきっかけは、投資会社である同社が新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内に関するダイレクトメールを平成 25 年８月に送付し、当社が受け取り検討した結果、平成 25 年９月に同社に対して面談を申し込んだことに端を発しております。その面談の中で、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。そのうえで、当社株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、本新株予約権付社債及び本新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、同社を割当予定先として選定いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社とＯａｋキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成25年10月28日に行った当社と同社の代表取締役との面談の中で、同社は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、Ｏａｋキャピタル株式会社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成 26 年３月期第２四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

（5）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

６．大株主及び持株比率　　（平成 25 年７月 31 日現在）

大株主の名称	持株比率
株式会社タカトリ	43.79%
奈　良　彰　治	16.77%
本　間　春　雄	3.68%
エイシャント・ウェルフェア合同会社	2.80%
伊　藤　正　敏	1.73%
奈　良　百合子	1.70%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド　クライアント アカウント 69250601 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	0.74%
吉　川　直　樹	0.74%
永　井　千恵子	0.73%
山　本　哲　郎	0.71%

※割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

７．今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年７月期の当社業績に与える影響については、今後精査していく予定でありますが、当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

８．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が 30.48%となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、大口受注の仕入代金支払が平成 25 年 12 月以降に予定されていること及び臨時株主総会の開催等のコストが嵩むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取締役の大西正純及び社外監査役の金田一喜代美、大山亨、根岸功生を選定し、事前に今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

以上の経緯により、発行決議日である平成 25 年 12 月６日に、社外取締役の大西正純より、「次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

① 当社を取り巻く経済環境及び事業環境を鑑みて、検査装置事業に関わる開発及び運転資金、並びに新規事業に係る研究開発資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、特段不合理なものではないと認められること

② 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること

③ 当社の財政状態を鑑みると現状の手元資金では、基幹業務の運転資金及び研究開発のためには十分といえず、外部から資金調達する必要性があること

④ 資金調達方法については、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な

点は認められないこと

⑤　本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び転換価額又は行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから有利発行には該当しないこと

同じく発行決議日である平成 25 年 12 月６日に、社外監査役の金田一喜代美、大山亨及び根岸功生より、「今回の資金調達スキームは、大規模な株式価値の希薄化につながる可能性がある一方で、当社の現況は、数年間にわたる厳しい経済環境及び事業環境が続き、業績の急降下による連続赤字と財務内容の大幅な悪化により、経営状態は厳しい状況にあるが、海外からの大型受注を抱え、業績回復の兆しが漸く見られ始めていることも事実であり、正に資金調達の必要性に迫られていることは十分理解できるところである。かような状況下において、次の各号に示す事項を総合的に勘案した結果、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達に不合理な点はなく、また、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

①　本資金調達スキームを実行するに当たって、取締役会及び取締役間において、十分な検討と適切な手続きが取られていること

②　本来ならば、臨時株主総会を招集して、株主にその信を問うのが原則であると考えますが、当該手続きにかかる期間やコストを鑑みると第三者による意見の入手により行わざるを得ない状況であること

③　発行価格の決定に当たっては、信頼のおける第三者機関が算定した結果に基づき決定しており、有利発行には該当しないと考えられること

④　その他予定されている発行手続きは、適正であると認められること

⑤　本新株予約権付社債及び本新株予約権を引受ける投資家の属性は適切であり、また、反社会的勢力との関係もないことが確認されていること

⑥　業績不振が続く中で、役員報酬のカットや人員削減、その他積極的なコストカットなど、経営合理化と責任の所在の明確化等の施策を行い、会社の存続と業績回復に全社を挙げて取組んでいること

⑦　資金調達の必要性については、正にその理由が明確であること（財務内容の改善と大型受注への対応等）

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（非連結）

	平成 23 年７月期	平成 24 年７月期	平成 25 年７月期
売上高	583 百万円	673 百万円	135 百万円
営業利益	△281 百万円	△101 百万円	△387 百万円
経常利益	△282 百万円	△104 百万円	△384 百万円
当期純利益	△274 百万円	△101 百万円	△385 百万円
１株当たり当期純利益	△5,568.03 円	△2,062.56 円	△7,827.39 円
１株当たり配当金	―	―	―
１株当たり純資産	23,060.58 円	20,939.21 円	13,120.64 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 12 月６日現在）

	株　式　数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	49,274 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	230 株	0.47%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―株	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―株	―

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成23年７月期	平成24年７月期	平成25年７月期
始　　値	21,050円	27,600円	18,500円
高　　値	33,500円	29,400円	34,900円
安　　値	16,100円	18,120円	14,210円
終　　値	27,150円	18,800円	20,000円

② 最近６か月間の状況

	６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　　値	24,210円	18,400円	19,030円	19,000円	34,100円	34,900円
高　　値	25,000円	27,300円	23,600円	54,000円	48,750円	37,500円
安　　値	16,800円	17,490円	18,160円	18,980円	28,000円	30,700円
終　　値	18,740円	20,000円	19,340円	36,000円	35,600円	34,350円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年12月５日
始　　値	34,000円
高　　値	34,800円
安　　値	31,650円
終　　値	34,700円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

（5）ロックアップについて

本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に関連して、当社はＯａｋキャピタル株式会社に対して、本新株予約権付社債及び本新株予約権の申込期日以降、(イ)本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込期日から起算して 100 日間が経過した日又は(ロ)未行使の本転換社債型新株予約権及び本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Ｏａｋキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

（別紙１）

ウインテスト株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

１．募集社債の名称　　ウインテスト株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、ウインテスト株式会社第１回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項を「本要項」という。）

２．新株予約権付社債券の不発行及び分離譲渡の禁止
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

３．募集社債の総額　　金１億円（額面総額１億円）

４．各募集社債の金額　　金 10,000,000 円の１種

５．各募集社債の払込金額　　金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）

６．各新株予約権の払込金額　　本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

７．社債の利率　　本社債には利息を付さない。

８．申込期日　　平成 25 年（2013 年）12 月 24 日

９．本社債の払込期日　　平成 25 年（2013 年）12 月 24 日

10．各本新株予約権の割当日　　平成 25 年（2013 年）12 月 24 日（なお、各本社債の払込金額全額が同日に当社に払込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。）

11．募集の方法　　第三者割当ての方法により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。

12．物上担保・保証の有無　　本新株予約権付社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産は無い。

13．社債管理者の不設置　　本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

14．社債の償還の方法及び期限

（１）満期償還

本社債の元金は、平成 28 年（2016 年）12 月 22 日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

（２）本社債の繰上償還

イ．140％コールオプション条項による繰上償還
金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（本要項第 16 項第(2)号ロに定める転換価額とする。ただし、転換価額が同号ハないしチによって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の 140％を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連

続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100％で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という（以下同じ）。

ロ．組織再編行為等による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割（吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、当該上場廃止日または組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100％で償還しなければならない。

ハ．社債権者の選択による繰上償還

社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成 27 年(2015 年)12 月 22 日として、当該繰上償還日の 30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき 100 円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。

（3）債務不履行による強制償還

本要項第 19 項各号に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。

（4）任意買入消却

本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の本要項第９項に定める払込期日の翌日以降、本社債の額面 100 円につき金 100 円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、本要項第 16 項第(4)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

15. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は１個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。

16. 本新株予約権の内容

（1）本新株予約権の目的である株式の種類及び数

イ　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

ロ　本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(2)号ロ記載の転換価額（本項第(2)号ハないしチに基づき調整された場合は調整後の転換価額）で除した整数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

イ　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに

限る。）の全部とし（なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。）、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。

ロ　各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、金 34,700 円とする。

ハ　転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号ニ①ないし③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ニ　転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　時価（本号ヘ②に定める。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②　株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③　時価（本号ヘ②に定める。）を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④　本号ニ①ないし③の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設

定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ニ①ないし③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(8)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

ホ　転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ヘ　転換価額調整式に係る計算方法

①　転換価額調整式の計算については、円未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切上げる。

②　転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切上げる。

③　転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

ト　本号ニ①ないし③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て（ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。）、必要な転換価額の調整を行う。

①　株式の併合、資本の減少、合併、会社法第 762 条第１項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換または株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③　転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

チ　本号ニにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（3）本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成25年（2013年）12月25日から平成28年（2016年）12月22日までの間、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、本要項第14項第(2)号イ及びロに基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、本要項第14条第(4)号に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前銀行営業日まで、③当社が、本要項第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成28年（2016年）12月23日から後は本新株予約権を行使することはできない。なお、本号の定めるところにより本新株予約権を行使することができる期間を行使可能期間という。

（4）その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

（5）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（6）本新株予約権の行使請求の方法

イ　本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(3)号記載の行使可能期間中に本項第(10)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

ロ　行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

（7）本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

（8）株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

（9）本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。

(10) 行使請求受付場所
ウインテスト株式会社　経営企画室

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新

株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

18. 担保提供制限

（1）当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

（2）本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとする。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

（1）当社が第14項の規定に違背したとき。

（2）当社が第18項の規定に違背したとき。

（3）当社が、本項第(1)号、第(2)号以外の本要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。

（4）当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１億円を超えない場合は、この限りではない。

（5）当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

20. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%（年365日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

21. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社横浜銀行　関内支店

22. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

（1）本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも３週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告または書面により通知する。

（2）本新株予約権付社債の社債権者集会は神奈川県においてこれを行う。

（3）本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の１以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

（1）本要項第22項に定める公告に関する費用

（2）本要項第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. 本新株予約権付社債の譲渡に関する事項

社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

26. その他

（1）上場申請の有無　該当事項なし。

（2）その他本新株予約権付社債発行に関して、必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。

（3）上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

（4）会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は合理的に必要な措置を講ずる。

以 上

（別紙 2）

ウインテスト株式会社
第５回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称　　ウインテスト株式会社第５回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
２．本新株予約権の払込金額の総額　金 3,379,169 円
３．申込期日　　平成 25 年 12 月 24 日
４．割当日及び払込期日　　平成 25 年 12 月 24 日
５．募集の方法及び割当先　　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 12,140 株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 20 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第９項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
７．本新株予約権の総数　　607 個
８．各本新株予約権の払込金額　　本新株予約権１個につき金 5,567 円
９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 33,000 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、

その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 12 月 24 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の２週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権１個につき金 5,567 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所
ウインテスト株式会社　経営企画室

19. 払込取扱場所
株式会社横浜銀行　関内支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第１項第８号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
④新株予約権を行使することのできる期間
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。
⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第９項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、

交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上